

ID: 0437

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	使用料の還付承認									
例規名 根拠条項	ながとスポーツ公園条例施行規則 第10条									
例規番号	平成29年規則第5号									
<p>【根拠条文】 (料金の返還) 第7条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>返還の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。</td> <td rowspan="2">既納料金の全額</td> </tr> <tr> <td>(2) 条例第7条第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>				事由	返還の率	(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納料金の全額	(2) 条例第7条第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。	(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額
事由	返還の率									
(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納料金の全額									
(2) 条例第7条第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。										
(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額									
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>										
標準処理期間	5日									
備考										
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	年 月 日							